

第11章 新改革プランの実施状況の点検・評価・公表

新公立病院改革ガイドラインにおいて、地方公共団体における点検・評価・公表、積極的な情報開示を求めている。

本院では、前改革プラン策定後に評価委員会を設置し、点検・評価を実施した。新改革プランについても同様に評価委員会を設置し、毎年各年度の決算確定時期以降、速やかに点検・評価を行い、点検・評価の結果、数値目標の達成が著しく困難である場合や、本院が果たすべき役割と今後の在り方について変更があった場合は、抜本的な見直しを含め必要に応じて新改革プランの改定を行う。

具体的な点検・評価については、新改革プランの進捗状況、目標が達成できなかった場合の原因、今後の改革の進め方等について、それらの妥当性の検証を行う。

また、点検・評価の結果について、本院のホームページ、市内に全戸配布を行う病院広報誌において公表し、積極的に情報開示を行う。